

●香川県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年1月9日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 山田 正芳
同 十河 直

- 1 監査対象部局 政策部
2 監査対象年度 平成25年度
3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>（ア） 県主催のイベントの出展料について、私人には徴収又は収納の事務を委託できないにもかかわらず、当該イベント運営等業務受託者に徴収させていた。（県産品振興課）</p> <p>（イ） 証紙収納簿に記載された収納年月日と証紙の消印日が一致していないものがあった。（小豆総合事務所）</p> <p>イ 旅費事務について</p> <p>前年度に指導したにもかかわらず、県外出張の旅費が帰着日から4か月経過するまで支払われていないものがあった。（文化振興課）</p> <p>ウ 手当の支給について</p> <p>前年度に指導したにもかかわらず、超過勤務手当の支給漏れがあった。（小豆総合事務所）</p> <p>エ 契約事務について</p> <p>（ア） 業務委託契約の予定価格調書の作成年日が見積書提出日より後であり、さらに契約日よりも</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>（ア） 県が全出展者に対して納入通知書を発行し、出展料を徴収するように改めた。</p> <p>（イ） 直ちに収納年月日を訂正した。今後は、証紙収納簿を経理担当者が記載した後、営業許可等担当者においても確認する。</p> <p>イ 旅費事務について</p> <p>県外出張をした際には、帰着後速やかに精算手続を行うよう、改めて職員に周知徹底した。今後、毎月、出張申請・報告手続について、庶務担当者が旅費システムにより確認する。</p> <p>ウ 手当の支給について</p> <p>支給漏れのあった超過勤務手当について、平成26年8月に支給した。今後は、超過勤務実績の入力確認を各課長、総務課庶務担当者の二重で行う。</p> <p>エ 契約事務について</p> <p>（ア） 今後は、契約責任者が予定価格調書作成時に、誤りのないよう日付の確認を徹底する。</p>

後になっているものがあった。(県産品振興課)

(イ) 消防設備点検業務委託について、提出された見積書の内容を十分に確認しないまま契約を締結していた。(東京事務所)

(ウ) 長期継続契約について、予定価格を契約期間全体の金額の総額ではなく、単年度分で定めているものがあった。また、契約締結の起案文書ではなく、初年度の執行伺書により、3年間の業務委託契約書を作成していた。(東山魁夷せとうち美術館)

オ 財産について

前年度に指導したにもかかわらず、外郭団体の基本財産の処分について、県への書面による事前協議が行われていないものがあった。(文化振興課)

カ 自主検査について

県に事務局を置く任意団体等でその会計事務を県が行うものについて、所属長による自主検査ができていない団体があった。(文化振興課)

(イ) これまでは、見積書の細部については主担当者1名が確認していたが、今後は執行伺の起案を行う前の見積書の提出があった段階で、主担当者と経理担当者による二重の確認を徹底する。

(ウ) 監査以降に締結する長期継続契約について、予定価格を契約期間全体の金額の総額で定め執行した。契約書についても契約締結の起案文書により作成した。

オ 財産について

外郭団体に対し、基本財産の処分について、事前協議を行うよう指導した。平成26年度については、平成26年9月18日に団体から事前協議があり、総務部長に協議の上、特に意見はない旨回答をした。

カ 自主検査について

今後、全ての任意団体に対し、年2回以上、無通告で自主検査を実施する。